

# 群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業

## 事業者選定審査委員会報告書

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業事業者選定審査委員会設置要領第4条に基づき、応募者から提出された提案書の審査を行なった。

なお、今回の審査に関しては、応募者が1社であることから、審査委員会としては、評価基準による総得点の60%以上を確保した場合、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業の優先交渉権者と認める旨の協議をし、審査に臨んだ。

審査の結果、応募者番号1より提出された提案書の内容が、総得点の60%を超え、かつ提案内容が群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業の優先交渉権者として妥当であると判断をしたので報告する。

平成28年10月25日

群馬東部水道企業団

企業長 清水 聖義 様

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業

事業者選定審査委員会

審査委員長 滝沢 智

審査副委員長 中北 徹

審査委員 木村 康則

審査委員 橋本 淳司

審査委員 渡辺 恭宏